

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第 2 （第 6 条関係）				別表第 2 （第 6 条関係）					
区 分		個 人	20人以上の団体		区 分		個 人	20人以上の団体	
常設展観覧料	学生	<u>350円</u>	1 人につき	<u>280円</u>	常設展観覧料	学生	<u>360円</u>	1 人につき	<u>290円</u>
	一般	<u>460円</u>	1 人につき	<u>370円</u>		一般	<u>470円</u>	1 人につき	<u>380円</u>
[略]				[略]					
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。